

公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定
(取引残高報告書式)

公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定
(取引残高報告書式)

特定口座規定

公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

第1条（この規定の趣旨）

この規定は、お客さまから当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）、地方債、政府保証債（以下「一般債」といいます。）に係る口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ①国債証券
- ②地方債証券
- ③政府保証債券

- 2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振替決済口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、振込国債、一般債をあわせて「振替債」といい、保護預り証券と振込債とをあわせて以下「振替債等」といいます。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとし、取り扱いについては第21条によるものとします。

第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ②前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

第3条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること。
- ②新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

第4条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿に

において開設します。

2 振替決済口座には、振替国債は日本銀行、一般債は機構がそれぞれ定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替債の記載または記録をする内訳区分（一般債の場合は「質権口」といいます。）と、それ以外の振替債の記載または記録をする内訳区分（一般債の場合は「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振替債についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第5条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券保護預り口座・振替決済口座設定申込書」（以下「口座設定申込書」といいます。）をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから「口座設定申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 「口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所・氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。

4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程及び機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。お客さまには、一般債についてこれら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことに約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第5条の2

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第7条（手数料）

この規定に基づく口座の管理に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）については、当面の間いただかないものとします。なお、手数料をいただく場合は、あらかじめお客さまに通知します。

第8条（預入れ及び返還）

保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が、当行所定の申込書に届出の印章により記名押印してご提出してください。

- 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その2営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日または償還金支払期日の5営業日前から前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

第9条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振込債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行または機構が定めるもの
 - ③振込国債の償還期日または利子支払期日の5営業日前から前営業日までの範囲内において振替を行なうもの
 - ④一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - ⑤一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の5営業日前から前営業日において振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- (1) 振込国債の場合
 - ①減額及び増額の記載または記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - ②お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③振替先口座
 - ④振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別及び内訳区分
 - (2) 一般債の場合
 - ①当該振替において減額及び増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄及び金

額

②お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③振替先口座及び直近上位機関の名称

④振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤振替を行う日

3 前項（１）第１号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍、前項（２）第１号の金額はその一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項（１）第３号及び同項（２）第３号の提示は必要ありません。また、同項（１）第４号及び同項（２）第４号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 振替債の全部または一部を振替えるときは、その２営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の申込書に届出の印章により記名押印して取扱店にご提出ください。

6 当行に振替債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振替債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第１０条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振替債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開始している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行なわれないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第１１条（担保の設定）

お客さまの振替国債について、担保を設定される場合は、日本銀行または機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

2 お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続により振替を行います。

第１２条（分離適格振替国債に係る元利分離申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振替国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲

げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

①減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第13条(分離元本振込国債等の元利統合申請)

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

①増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第14条(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い)

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客さまに代わって手続きさせていただきます。

①当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

②当行が第17条により振替債等の償還金(分離利息振込国債の場合は、利子の支払)を受け取る場合

③保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第15条(抹消申請の委任)

振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還または繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

第16条(抽選償還)

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第17条(償還金等の受入れ等)

振替債等の元金または利子の支払があるときは、当行がお客さまに代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

2 振替決済口座に記載または記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

3 振替決済口座に記載または記録されている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ)および利子を取り扱うもの(以下、「機構関与銘柄」といいます。)の償還金および利子の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代ってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客さまに代ってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

第18条(連絡事項)

当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

①残高照合のための報告

②第16条により被償還者に決定したお客さまには、その旨及び償還額

2 前項第1号の残高照合のための報告は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を原則として四半期ごと(3月末、6月末、9月末、12月末時点)に、残高はあるものの1年以上取引がないお客さまには前回通知の1年後にご通知します。

3 当行は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行に定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第19条(届出事項の変更)

印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ振替債等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応

じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第20条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5 前4項の届出の前に生じた損失については、当行は責任を負いません。

第21条（当行の連帯保証義務）

日本銀行または機構または資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行なった際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ②分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- ③一般債の振替手続を行った際、機構または資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利子の支払をする義務
- ④その他、日本銀行または機構または資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第22条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知）

当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における一般債の取り扱いについて、お客さまにその取り扱いの可否を通知します。

第23条（解約等）

この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の申込書に届出の印章により記名押印して提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振替債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利子支払期日または償還金支払期日の5営業日前から前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

- 3 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振替債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客さまが手数料を支払わないとき
- ②お客さまについて相続の開始があったとき
- ③お客さま等がこの規定に違反したとき
- ④口座残高がない場合
- ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

- 5 前項による振替債等の引取りまたは振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、この遅延損害金を第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- 6 当行は、指定口座に前項の遅延損害金に相当する金額がない場合は、第7条4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第24条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第25条（公示催告等の調査）

当行は、振替債等について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

第26条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第27条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第19条第1項による届出の前に生じた損害
- ②申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替債等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③申込書、諸届その他の書類に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替債等を受入れまたは保護預り証券を返還または振替債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、振替債等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振替債の記録が滅失等した場合、または第17条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第24条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第28条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客さまの口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利子を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対して、その旨を申し出てください。

第29条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第30条（特例地方債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のう

ち、特例地方債、特例社債または特例特別法人債（以下、「特例地方債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客さまに求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続きを当行が代わって行なうこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再委託する場合の当該再委託の手続き等を含みます。）
- ③移行前の一定期間は証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤振替法に基づく振替制度に移行した特例地方債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき管理すること

第31条（暴力団等の反社会的勢力の排除）

この保護預り口座または振替決済口座は、保護預り口座または振替決済口座の名義人（以下「口座名義人」という）ならびに口座名義人が所属する団体・会社・その子会社等（以下「所属団体」という）および所属団体の役員等が本条第2項各号および第3項各号に該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預り口座または振替決済口座の開設をお断りするものとします。

2 当行との取引に際し、口座名義人は、口座名義人ならびに所属団体および所属団体の役員等が、現在かつ将来にわたって、次のいずれにも該当しないことについて表明し、かつ、これらに属さないことを確約するものとします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦社会問題化している行為を行う者および団体
- ⑧その他前各号に準ずる者
- ⑨本項第1号から第8号のいずれかの者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 口座名義人は、口座名義人ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して、現在かつ将来にわたって、次の各号の一にでも該当する行為を当行または第三者に対して行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4 以下の事由のいずれかに該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止できるものとします。

- ①本条第2項各号のいずれかに該当したことが判明したとき
- ②本条第3項各号のいずれかに該当する行為を行いあるいは判明したとき
- ③本条第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

5 本規定に基づく取引にかかる契約その他当行との間の一切の契約は、本条第4項各号のいずれかの事由に該当し、当行が解約を申し出たときに解約されるものとします。

6 通知により当行が解約を申し出る場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所あてに発信したときに解約されるものとします。

7 解約時に保護預り口座または振替決済口座に残高がある場合、届出印鑑を持参のうえ、当行に申し出るものとします。この場合、必要な書類等の提出を求めることがあります。

8 解約後の保護預り口座または振替決済口座の残高に対しては、利息や遅延損害金は付されないものとします。また、取引の停止または解約によって損害等が生じても、当行はこれらを賠償する責を一切負わないものとします。なお、取引の停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

以 上

2020年7月改定

特定口座規定

第1条（規定の趣旨）

1. 本規定は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社福井銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を明確にすることを目的とするものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。
2. 前項のほか、お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
3. お客さまと当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。

第2条（申込方法）

1. お客さまが当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。）に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当行に提出していただきます。その際、お客さまには租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
2. お客さまが当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設いただくことが必要です。
3. お客さまは当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
4. お客さまが特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡（法第37条の10第4項により譲渡とみなされる場合を含みます。以下同じ。）による所得につい

て源泉徴収をご希望の場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をする時までに特にお申し出がない限り、毎年、引き続き当該特定口座源泉徴収選択届出書は有効なものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

5. お客さまが当行に対して次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

1. お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。
2. お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

第4条（特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の保管の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式

等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において処理します。

第6条（特定口座開設後の取引）

1. 特定口座を開設されたお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引については、お客さまから特にお申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。
2. 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座を開設されているお客さま（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第7条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

第8条（源泉徴収等）

1. 当行は、お客さまより特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税等の源泉徴収・還付を行います。
2. 源泉徴収・還付は振替決済口座の指定預金口座（入金指定預金口座）からの引き落とし、入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の振出しは省略するものとします。

第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当行はお客さまの特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、次の各号に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定でお預りしないことがあります。

- ① お客さまが特定口座開設届出書を提出後に、当行で募集、買付のお申込をされて取得した国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債（以下「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者が当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった投資信託もしくは公共債、もしくは当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）に係る法第37条の14第1項に規定

する非課税口座内上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）であった国内非上場公募株式投資信託、または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託または公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。

- ③ お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ④ お客さまが当行に開設する非課税口座または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。
- ⑤ お客さまが施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑥ お客さまが当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客さまの特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの。

第10条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

1. 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている投資信託または公共債に係るものに限り、）のみを受け入れます。
2. 当行が支払の取扱をする前項の投資信託の収益分配金および公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子その支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第11条（譲渡の方法）

お客さまは、特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第12条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

お客さまが特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第10項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

第13条（特定口座への上場株式等の受け入れ方法）

1. 第9条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れについては、当行は施行令の定めるところにより行います。
2. 第9条に定めのない上場株式等についても、当行は施行令の定めるところにより受け入れを行うことがあります。

第14条（特定口座年間取引報告書の送付）

1. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。
2. 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。
3. 前二項にかかわらず、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客さまからの請求がない場合には、当行はお客さまに交付しないことができることとします。

第15条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出た印章、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったとき、お客さまは遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行に届け出ることを要します。

また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

第16条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出したとき。
- ② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当し

ないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

第17条（免責事項）

お客さまが第15条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取り扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第18条（出国口座等）

1. 第16条第1項第4号に該当することとなるお客さまは、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
2. 前項に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。

第19条（本規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第20条（合意管轄）

お客さまと当行の間のこの規定に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上
2021年4月改定